やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

· 第三三个											
		税務署長	青	がナ	₹					(
令	和年月	日提出 君		2. 名					電話		,
(組税特別措置法 震災特例法) 第											
1 譲渡した資産の明細											
	所 在 地										
	資産の種類 譲渡価額 円					数	量				m²
						譲渡年	年月日			月	目
2	代わりに買い換える(取得する)予定の資産の明細										
	資産の種類					数	量				m²
	取得資産の	第一号 第4号 (23 区・23 区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 第1号(中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号(中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物)									
	該 当 条 項	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の				(第2号(中高層の耐火共同住宅) (第3号(
	取得価額の見積額	円				取得予定認定を受	•		年	月	日
	やむを得ない					とする			年	月 ———	
	事情の詳細										

関与税理士

電話番号

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 【租税特別措置法】 欄については、該当する文字を〇で囲みます。 電災特例法
- (2) 「2 代わりに買い換える(取得する)予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を〇で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。

- (注)1 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。
 - 2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建 物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供され ていた土地の区域をいいます。
- (3) 「2 代わりに買い換える(取得する)予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。